

## 滋賀県環境審議会 琵琶湖総合保全部会 議事録

- 開催日時 平成28年9月5日(月) 10:00~12:00  
○開催場所 県庁北新館3階中会議室  
○出席委員 饗場委員、石上委員、菊池委員、木村委員、徳田委員(内海代理人)、鳥塚委員、中西委員、中村委員、西野委員、平山(貴)委員、福原委員  
(全委員17名:出席11名、欠席6名)

### ○議 題

- (1) マザーレイク21計画(第2期改定版)の進捗状況について  
(2) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(修正素案)について

#### 【配布資料】

- ・委員名簿・配席表
- ・資料1 第5回学術フォーラムの結果概要について
- ・資料2 第6回マザーレイクフォーラムびわコミ会議の結果概要について
- ・資料3 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の重点事項
- ・資料4 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(修正素案)
- ・資料5 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(素案)に対する主な意見と対応案

### 議事録

#### (1) マザーレイク21計画(第2期改定版)の進捗状況について

<事務局から資料1~2について説明を行った>

#### (委員)

今見せていただきました資料は一応前もって送っていただきましたので、ざっと目を通してきましたが、幾つか気になるというか、よく分からないところがありましたので、質問させていただきます。

資料1の「フォーラムの結果概要について」の中に付いているこの冊子、2016年版の「びわ湖と暮らし」という資料ですね。これは「指標で見る過去と現在」ということでデータを取りまとめられています。フォーラムの意見の中にあつたように、確かに鳥の目というか、要は高い視点から見て、全体としてどういうふうな状況であるかというのは確かによく表現されているとは思いますが、細かく見ていくと、例えば「傾向の評価」、良くなっているとか、分からないとか、いろいろと4種類に分かれて評価がされているわけですが、項目ごとに評価の期間というのがばらばらなわけですね。特に琵琶湖の中については一応20年間のトレンドということで評価を基準にしているという話で、その要因というか、考え方として琵琶湖の水が20年で入れ替わるからということ。考え方としてはそれで妥当なところだと思いますが、その周辺域とか集水域ですね。例えばヨシの話ですと、これは評価としては改善傾向というふうに評価されています。

確かに琵琶湖総合開発の後、一番減った時期からすれば、どんどん増えていっているわけですから改善とは言えるのですが、琵琶湖の前のことを考えれば元の状態に戻ったとはいえないわけですね。さらに言えば、ヨシ群落のところが質の関係がこの評価に入っているかどうかは私は気になります。植栽されたヨシというのが自然生えであった湖岸のヨシと同等の効果を發揮しているかどうかというのは、この評価の中には多分入っていないのではないかと、面積で評価されているのではないかとということが気になります。そこも含めて本当は評価するべきではないかなという気がします。

それと他にもいろいろあるのですが、全部話をしていないので飛ばしまして、最後のところに物質収支の図が付いていますね。これはフォーラムのほうでも分かりにくいというご意見が付いて

いましたが、この物質収支の図を作成された目的が何なのかというところが原因ではないかなという気が私にはします。この図を見ますと、線が全部つながっていないのですよね。例えば北湖に流入する負荷量というのがあるのがあって、下流へ出ていく流出量というのがあるのですが、湖内でそれがどういうふうに移っているかというのは書いていないわけですね。入ってくる量と比べて移流する量がかなり少ないわけですから、当然どこかで他のところに行っているとか、底泥にたまっていつているということを言いたいのかなという気はするのですが、そのへんが要は経時的に単年度で見た分と経年的に見た分でどういうふうになっていつているかというのは、この図からは見えないのではないかなという気がします。それが見えないということは、今後の対策というか、県民なり、企業なり、行政なりがどういうことをしていくのが有効かというところが見えてこないのではないかなという気がしますので、そのへん、どこにどういうふうに移っていつているかというのを表現というか、実際の数字として出すのはかなり難しいということによく分かりますけれども、そのへんをこの図の中に表現されると少しは分かりやすくなるのではないかなという気がします。

ついでに言いますと、その線の太さがこれはおのおのの物質の量と対応してなくて、そのへんは表現方法として、線の太さというのとその物質の量を対応させると、ぱっと見て分かりやすくなるのではないかなというふうな気がいたします。以上です。

(部会長)

ただ今のご質問に事務局、回答をお願いします。

(事務局)

ただ今のおそらく大きくは2点のご質問かと思えます。

1点目、「びわ湖と暮らし」の取りまとめの関係でございますけれども、大きく琵琶湖がどんな状態かという、つかみとしてはまとまっているというご評価いただきました。まさにこの冊子をつくった理由というのは128の指標、ものによっては数字が上がり、ものによっては数字が下がり、その128個全て一つ一つがどうだこうだということを言っても、結局琵琶湖が今どうなっているのだということが共有できず、取組ができない。その背景に128それぞれがおそらく関係し合っているのであろうということは分かるのですが、それがどう関係しているか、残念ながら今の科学的知見の中できっちり組み立てるレベルまで行っていないという現状認識があります。そういった意味で、「びわ湖と暮らし」につきましては、細かいところの評価というところにまだ宿題、課題があるということを理解しつつも、今時点どう捉えて次の行動、それぞれの県民の方々、また行政、いろんなNPOなどの団体の方々が取組をしていこうというときの共通認識としてつくらせていただいたものでございます。

指摘いただきましたところでの個々の一つ一つ、例えばヨシ群落についても単に植栽面積だけでなく、その質はどうかということも、もちろん問題意識は持っているところでございます。担当している部局等におきましては、同じヨシでも、単にヨシの平面的面積というだけでなく、そこのヨシの生えている水深の勾配がどういうふうになっていけば本当の意味で魚介類にとっていいヨシなのかというような問題意識を持って取り組んでいるところでもございます。

また、評価20年というところで切らせていただいたもの、これもいろいろと当初まとめるときに議論がございました。先ほど言われたヨシの話で言いますと、20年よりもう少し長い期間では評価が変わってくる。もっと言うなら、森林の状態ということになりますと、さらに100年単位で言うと、またがらりと見方が変わってくる。そういった中で今の行動に結び付けて考えるには、まず20年ぐらいでそろえて見てみましょうというかたちで、少し割り切りの中で20年はつくらせていただいたところでございます。

それと後段、2つ目のご質問の物質収支の関係でございますけれども、ご指摘いただいたご意見につきましては今後の改善というか、これから組み上げていく中でのご意見というかたちで組み込ませていただきます。物質収支をやろうという話をしだしたのはまさにその128それぞれを見ていても分から

ないので記述、言葉で表現をして共有を図っていますが、なかなかそれだけだと、どこに対策を打っていいかわからない。まさにご意見の中で言っていたところに問題意識がございます。

ただ、それを組み上げていく中で、きちっとしたものをつくるレベルまでまだ行っていません。今は全体を見ながら文章の中で表現をしている今の琵琶湖の状況というものをもう少しきちっとしたかたちで、問題点がどこにあるかを見るチャレンジをしているという意味合いで紹介をしたところがございます。

そういった中では、今言われました矢印の太さの工夫であるとか、例えば学術フォーラムの中では、同じ線を引きながらも確からしさが違うのではないかと。たぶんこうではないかというのと、ここはほぼ間違いないだろう、その線の描き方を変えたらいいのではないかと、いろんなご指摘を受けております。まだそれを一つ一つ表現の仕方でも反映していくというよりは、そもそものいろんな情報を整理するということでもまだ大きな宿題が残っているところです。

この物質収支という取組は、まさにチャレンジ部分でございますけれども、完成させた暁にはこのあたりに大きな課題があるのではないかと示しながら、この「びわ湖と暮らし」の次の展開に向けての大きな武器になるのではないかと考えて取組を進めているところがございますので、現時点はそういう状況ということをご理解いただければと思っております。

(部会長)

よろしいでしょうか。では、今の委員のご指摘は確かに重要で、特に近々20年、評価というのはある程度できているわけですが、その前はどうかだったのかというところの評価というのがまだ十分できていないわけで、今後そういうところの検討もぜひお願いしたいと思います。

## (2)「琵琶湖保全再生施策に関する計画」(修正素案)について

<事務局から資料3～5について説明を行った>

(部会長)

まず資料3について何かご意見などございますか。

(委員)

前回、侵略的外来水生植物の対策について質問させていただいたときに、徹底駆除というような意味合いのお答えをいただいていたと思うのですが、今回のこの重点項目では徹底駆除という表現になっております。このあたりは方針が変わったということでしょうか。

(事務局)

資料だけで言いますと、ここの外来水生植物対策の徹底駆除という表現ですが、前回から変えてはおりません。

(委員)

前回質問させていただいたときは、どこでしたでしょうか、どこかの水路の植物について、伸びた分を刈って元に戻すというような趣旨のお答えだったと思うのですが、それですと徹底駆除という表現は妥当ではないような気がするのですが、こちらに書いてある徹底駆除というのは具体的にどのような方策をお取りになるつもりなのでしょうか。

(事務局)

この侵略的外来水生植物の徹底駆除と申しますのは、平成26年度からかなり機械化した駆除が導入

されるということになりました。その一方で、その駆除努力を上回るような勢いで、特にオオバナミズキンバイという植物、あるいはナガエツルノゲイトウ、この2種類の侵略性の高い植物が非常に増えてきて、いろいろな被害、あるいは生態的な影響が予測されるということで、それをいかに抑えていくかということで、機械的な能力というものはかなり制約がございますので、今戦略的な区域分けとかをさせていただく中で、リスクの高いところから重点的に駆除をして、被害が今起こりそうな、喫緊に起こりそうな被害をまず防いでいくと、そして、さらにそれ以外の今喫緊のリスクの観点からいくと、少しリスク評価の低いところにつきましても、やはり将来的にリスクが高まらないような管理をきっちりしながら、次の順番待ちの候補として、これも順次生育面積を減らして最終的にはこのような大規模な生育状況がないようなかたちで抑え込んでいくような取組を今順次考えております。

ただ、ここ2年間、既に経験しているわけなのですが、こちらの想定を超えるようないろいろな出来事が起こっておりまして、やはり順応的に、かつ柔軟に、もちろん効果的に対応していかなければいけないということで日々取り組んでまいりたいと思っております、その意味で徹底的なかたちで、なおかつ戦略的な取組をしていこうというふうに考えております。

(部会長)

よろしいでしょうか。他にご意見などありませんか。

(委員)

循環するということでのこのイメージづくりは大変私はいいと見せていただいているのですが、先ほどの資料の最後の部分で、「琵琶湖を守るために活かす、活かすことで守る」という言葉が最後に追加されたということで大変理解はできるのですが、この「守る」ということは琵琶湖を良くして守っていくイメージとして取るのか、現状を守るのか、この骨子としてもう少し前向きな表現がもしできたらお願いしたい。「守る」ということだったら今のまま守ってもいいのかみたいなイメージがあるので、改良しながら守っていくのだというイメージが出るような言葉ができれば、より一層循環のイメージがもっと回るのではないかなと考えます。

(部会長)

ありがとうございます。この点はいかがでしょうか。

(事務局)

その部分をご指摘のとおり表現できるかどうか、今後検討したいというふうに思います。ありがとうございます。

(部会長)

その他、資料3についてご意見はございますか。特にないようでしたら、資料4と5も含めてご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。特に入れ替えとかをやったり言葉を削除したりして、もともとあった意味がなくなったりしている部分が懸念される部分もあるかと思っておりますので、それも含めてご意見がございましたら、いかがでしょうか。

(委員)

資料4の3ページ目の「水源の涵養に関する事項」のところで、森林のことを①、②、③と、1番目が「水源林の適正な保全・管理」、2番目が「森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進」、3番目が「森林生態系の保全に向けた対策の推進」となっているのですが、特に2番と3番について、同じ森林という言葉が使われているのですが、2番目のほうの森林のほうは利用する森林、人工林を主に対象として考えられて書かれた文章かと思うのですが、3番目のほうは、たぶんその人工林を含んだもっ

と広域の、奥山の天然林も全部含んだ森林という意味合いになっているかと思うのですが、これを読むとその辺りのことが少し分かりにくくて、普通の人だったら混乱するかなという点を感じましたので、表現をもう一度整理し直していただけたらなと思いました。

(部会長)

いかがでしょうか、事務局。

(事務局)

ご指摘いただいた件につきまして表現を検討いたしまして、もう少し天然林とかを含む広い範囲の生態系という部分が分かりやすいように検討させていただきたいと思います。

(部会長)

私のほうから幾つかあるのですが、4ページの②のイとウは、イがもともと「外来生物対策」だったのが「外来動物対策」になりまして、ウが「外来水生植物対策」となっています。

そうしますと、イについては外来動物であつたらいろんなものが含まれるのですが、ウについては外来の植物の水生植物だけというふうになってしまいます。そうしますと、水の中にいる抽水植物はいいのですが、例えば水辺の少し陸側にあるような陸生植物なんかは対象外となってしまいますので、このウについては「外来水生植物」と書かれているものの水生を取っていただいて、少し含みを残していただいたほうがいいかなと思っています。

特に琵琶湖の湖岸ではハマエンドウなどの海浜植物、それから湿生植物なんかも結構陸の水辺に生えている植物、貴重植物がたくさんいますので、そういう植物の保全を考えますと、外来植物というかたちにしていただけたほうがいいのかと思いました。

あともう一点、7ページの4の「琵琶湖保全再生施策の実施」のところの下の一番上のポツ、「琵琶湖の水質や生態系に関する継続的な監視や調査を行い、総合的な視点で」というふうに書かれているのですが、総合的な視点に含まれるのですが、先ほど中村委員のほうからその歴史的な経緯というものもぜひ検討すべきだというご意見があったので、歴史的経緯も含めた総合的な視点というかたちで文章を追加していただけたらと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。1点目につきましては、法律でも「琵琶湖におけるオオクチバスその他の海外から我が国に導入された動物及びオオバナミズキンバイその他の海外から我が国に導入された植物」というような表現になっておりますので、表現をご指摘のとおり、水辺の植物と分かるようなかたちで表現を改めたいと思います。後段につきましても、同じように表現のほうの工夫をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(部会長)

その他、ご意見はございますか。

(委員)

ワタカは在来魚でよろしかったのですか。

(委員)

はい。

(部会長)

琵琶湖の固有種です。

もう一点、そうしたら私のほうから追加で書いていただけたらと思うのが、8ページの5、「住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項」、ここに入れていいかどうかというのは分からないのですが、人材育成ですね。多様な主体が参加することもとても重要なのですが、若い人がこういう保全の活動に参加できるような仕組みみたいなもので、どこかに人材育成というので、環境教育とも絡んでくるのですが、人が参加するだけではなくて学んで育っていくような、そういう何か取組というのもぜひこの再生施策の中に入れていただけたらと思いますので、どこに入れるかというのはお任せしますが、人材育成というような視点、特に若い人たちが参加していただけるような仕組みづくりみたいなものをどこかに追加をしていただけたらと思います。

(事務局)

今のいただきました人材育成の話は、ご意見も踏まえましてどこかに記載することができないか、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(部会長)

その他、ご意見はございますか。

(委員)

6ページの上のほうの「環境に配慮した農業の普及」というところで、前回の資料では農業濁水の流出防止等を行う環境こだわりということで、簡単な文章ということになっていたのが、今回、地球温暖化防止と生物多様性保全等の取組ということで追加されているわけなのですが、どういうイメージというか、どういうことを想定されたのか、もう少し詳しく説明がいただけたらありがたい。

(事務局)

今回、この地球温暖化防止とか生物多様性保全ということを追加しているのですが、これについては国の交付金がございます、この交付要件の中に、こういうようなかたちで地球温暖化防止であるとか生物多様性が入っております、これについては記載ができておりませんでしたので、もちろんこれまでから取組はしているのですが、そういうようなものを意識した形で文言の修正をさせていただいたということでございます。

(事務局)

そもそも環境こだわり農業の中の趣旨に、一つは水田の果たす役割ということで温暖化防止、それから生物多様性ということがございまして、それをさらに交付金の絡みもございまして、明確に記述させていただいたということでございます。

(委員)

環境審議会だから、これも重要な関わりだと思います。必ず他部会と関連が必ず出てくると思うので、具体策の中では交付金が前提ではなく、本来の趣旨の配慮、温暖化防止だという趣旨にのっとった内容をお願いしたいと思います。

(部会長)

その他、ご意見はございませんか。

(委員)

先ほどの資料3のところにも少し関わってくるかもしれないのですが、資料4の修正素案のほうを読んでいると、あくまでも琵琶湖というのは人間にとってその価値のあるようなかたちに変えていこうということではなく、先ほど委員からもご指摘がありましたけれども、より良いかたちに再生をしていこうという概念としてこちらを捉えていると思うのですが、どちらかというところ、この資料3のほうの「琵琶湖を『守る』取組」を見ても、水産資源を回復するということですか、あと、調査研究のほうでも水質管理手法を検討していくということで、かなり制約が強い表現をされているのですが、こちらのほうの修正素案のほうを見ると、どちらかというところ、生態系の再生ですか、あるいは今お話のありました生物多様性の保全という、必ずしも人間が食べられる、利用できるということだけではない価値のところをしっかりと再生していきたいということが書き込まれていますので、この資料3のほうにも、その生態系の保全、あるいは生態学的な価値をきちんと保全・再生していくという意識を持って、もう少し言葉を足していただけたらなというふうに思います。お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。その視点は非常に重要だというふうに思います。書きぶりを工夫させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

(部会長)

他にはございますか。

(委員)

資料3の「『琵琶湖保全再生施策に関する計画』の重点事項」のほうの下に、「国民的資産である琵琶湖、その一方で、保全再生が困難な状況にある琵琶湖」ということで、いろいろ議論をしていく資料を作っていただいています。資料4の6ページの農林水産業のあのポチで下のほうに始まる「環境こだわり農業や農業用水の循環利用、魚のゆりかご水田や琵琶湖漁業など琵琶湖と共生する『滋賀の農林水産業』について『世界農業遺産』の認定」を受けたいと。片方で保全・再生が困難だと、資源再生がうまくいっていないと。こうしたことを一つづつ具体的に改善してから初めて世界農業遺産ではないかなと。それで初めて世界へ発信できる琵琶湖再生になるという話になるのではないかなと思います。

具体的にここに書いてある資料4の工程がタイムスケジュールで具体的に動いて初めて世界農業遺産として胸を張って世界に発信できる琵琶湖になるのではないかなと思います。これは矛盾が大き過ぎると思います。

ちなみに平成25年は琵琶湖でアユ資源が突然消えてしまうという事態がございましたけれども、今年度は琵琶湖の中にアユが残り過ぎてしまって、こういう年に限って産卵期が来ているのになかなか雨が降りません。今、姉川、安曇川、知内川を聞いてみると、1トン足らずの水が毎秒流れています。ところが魚が少し入り過ぎて、ぼちぼち酸欠が始まっています。今日あたりはぜひとも雨が降ってほしいと思っています。

ところが琵琶湖でビワマスを捕っている連中に聞けば、琵琶湖の沖の辺りにはまだアユがどっさりおるといことです。これが全部産卵に上ってきたらどうなるのだろうと。なかなかこれは両方でそろってうまくいくということができないというのが今日の状況でもあるので、琵琶湖にとっては通年安定的な流量を確保できる河川整備計画がぜひとも望ましいというのが私らの考え方です。

(部会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

琵琶湖の保全再生が困難な状況であるというふうな琵琶湖という表現の部分からのお話であった理解させていただきましたけれども、やはりその保全の部分、それから再生の部分の両挟みで考えていく必要があるのかなと思っておりまして、確かにきちっと保全をして、それから次のステップかと。例えば世界農業遺産の話も確かにそうなのですが、やはり保全と再生とのバランスを取りながら両方進めていく必要があるのかなと考えておりまして、こういった事項についてここに記述をさせていただいているというところでございます。

(部会長)

その他、ご意見はございますか。

では、私はまだ幾つか意見があるので、一つ、資料4の最初の大きな2の(2)のところに「目指すべき姿」というのが書かれているのですね。ここに書かれていることはそのとおりなのですが、では、その目指すべき姿というのを施策として例えば周知していくとか、こういうものですよというようなのをどう伝えていくかというところがこの計画の中になく思うのですが、国民的財産としての琵琶湖が今どういう状況になっているかというのは、例えば先ほどのこの冊子なんかである程度分かるようになっていくわけですね、「びわ湖と暮らし」と。では、その目指すべき姿というのはどういうものなのかというところは、この計画の中にある程度書かれていて、それを人々にどう伝えていくかということと、だからこういう計画だというようなふうになっていると、とても理解しやすいと思うのですが、この目指すべき1からこの2の(2)はありますと。では、その3とここがつながっていないような感じがするのですが、そこは何か少なくとも目指すべき姿というような言葉で書かれているものをどのように伝えていくのかですね。

実際にその事業をやっていく中で、それをどのようにやっていくのかという、そういうつながりの何か計画の文章が必要かと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。実はその目指すべき姿でございますけれども、ここの間に当初はさまざま、いろいろつながりの文章を考えておりましたが、さまざまな機関との調整の中で、今、ここのつながりの文章を入れられていない状況でございます。

今おっしゃっていただいたように、この部分と、それから具体的な施策、「琵琶湖の保全及び再生のための事項」、ここの間のつながりをもう少し分かりやすくできるような表現等をしていければと思いますので、工夫をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(部会長)

あと、少し細かい話なのですが、用語の話ですが、5ページの真ん中ぐらいの⑤に「生物多様性の保全・保護の推進」というのがあります。その1行目、「古代湖として日本では最も固有種・貴重種に富み」というような文章があるのですが、その2行後には、今度は「絶滅の危機に瀕している希少種」というふうになっていまして、言葉の問題なのですが、希少種というのは定義があるわけですね。貴重種は定義がないのですが、その言葉がこういう言葉でいいかということだけなのですが、用語の確認だけお願いしたいと思います。

(事務局)

今の貴重種と希少種、この用語の違いというか、今のところはそこまで考えて表現はさせていただいていないと思いますので、統一するなど今後検討させていただきたいと思っております。

(部会長)

その他、何かご意見、あるいはご質問等はございませんでしょうか。多分今日でほぼ骨子が決まって

しまうかと思いますので、大幅にやはりこのところは抜けているとか、そういうことがありましたら、本日いろいろご意見をいただけるとありがたいのですが。

(委員)

今の生態系の関係のお話で、希少種の関係で実態調査等を実施することにより生物多様性を保全・保護推進となっているのですが、調査をすることで希少種についてその動向を把握することは可能だと思いますけれども、生態系を保全・保護するためには希少種だけというわけにはいきませんので、希少種を含むいろんな生物の動向を把握する必要があると思いますし、把握するだけでは駄目なので、ではそれをどうやって保全するかということが大事だと思いますので、その部分も含めて検討、推進していただくという表現のほうがいいかなという気がいたします。

あと、全体として、これは特に琵琶湖の保全再生施策に関する計画ですので、ざっと全部を見せていただきますと、主体とか推進体制の整備に関する事項までは確かに書いてあるのですが、では具体的におおのの主体なり体制がどういうことをするかということまではここには書かれていないわけですね。各関係機関とか、いろんなところが関わることですので具体的に細かく書くというのは当然無理だとは思いますが、大まかな方向性ぐらいは書いていただいてもいいのではないかなという気がいたします。

(事務局)

2点いただきまして、1点目の先ほどの希少種の話でございますが、希少種だけではその生物多様性の保全が図れないということでございますので、表現を検討させていただきたいと思います。

あともう一点、主体の話でございますが、これも前回ご意見はいただいております、こちらについても今事務局でも検討はしているところですが、例えばこの計画と別冊扱いになるか、少しこの辺りも含めての検討にはなるのですが、事業の施策の一覧のようなものを作りまして、その中で主体を明らかにさせるというのも一つの方法ではないかということで今議論をしております。

先ほど西野部会長からも、目指すべき姿の施策としての周知がなかなか不明確だというような話もございましたので、それについてもこの施策の一覧で対応できるかなとは思っております、次回原案の段階で何らかのかたちでお示しをできればと思っております。

(部会長)

今の委員のご意見に少し補足させていただきたいのですが、5ページの⑤の「生物多様性の保全・保護の推進」のところ、生物多様性という概念というのは、希少種とか貴重種とかというのは種の多様性になりますね。生物多様性の概念というのは遺伝的多様性です。種内の多様性、種の多様性、それから生態系の多様性。例えば琵琶湖はもちろん一つの生態系なのですが、例えば砂浜だったら砂浜の生態系とか、ヨシがあるとヨシの生態系とかという小さな生態系の集まりも併せて生物多様性という概念ですので、そういう広い概念だということ認識していただきたいということです。

それと、それに関連しまして、これをずっと読んでいて、特に生物関連については遺伝的多様性の保全に関する記述がほとんどないわけです。例えば3ページの(3)、「生態系の保全及び再生に関する事項」の①のアに、「ヨシ群落の保全・再生」というのがございますが、これは「ヨシ群落を保全するとともに、造成・再生を推進」というふうに書かれていますが、琵琶湖のヨシについては非常に遺伝的多様性が豊かとか、それから、場所によっては非常にクローン多様性が乏しい、場所によっては非常に豊かだということが分かっていますので、それでヨシの植栽に関しては由来をはっきりさせて、もともとそこにいるものを移植させないと駄目だ。

いわゆる生物多様性保全で言いますと、風土性、地域性保全の原則というのがありますので、そういう遺伝的多様性にも配慮しているというような文言というのをぜひ入れていただきたい。特に希少種ですね。在来種あるいは希少種の保全のところには遺伝的多様性。一番典型的なのはヨシなのですが、そ

ういうものも文言にぜひ入れていただけたらと思います。

(事務局)

ありがとうございます。今の遺伝的な多様性の話、これも入れるようなかたちで検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(委員)

今の関連で申し訳ないのですが、今の5ページのもう少し上のほうのウのところ、「湖底の耕うん、砂地造成等」と、わざわざ琵琶湖の南湖というふうに書いていただいていますので、南湖と北湖と違う、下の砂地の周辺の酸素の量が北湖と南湖では全く違う、先ほどのデータにも出ていたのかもしれませんが。たとえば南湖と北湖と違う、琵琶湖は一つとして考えたいのですが、南湖はまた違いますよという状態で、こういう低酸素な状態のこういう要因が、この湖底の耕うん等の関連でマザーレイク21とどう絡むのが今後の検討と、この資料5には書いてあるが、わざわざここに南湖という挙げるならば、このイメージも入れていただけたほうが、より一層生物の関連には理解しやすいのではないかと考えます。

(事務局)

ここで「窪地の埋め戻し」を消して「平坦化」というふうなことを書かせていただいていますけれども、南湖の特質について前段の部分、実は1ページの趣旨のところ、3つ目のポチですね。そこで「とりわけ」というふうなことで書かせていただいております。この中で、もう少し書き込みができるかどうか等、表現を考えさせていただきたいと思っております。

(委員)

先ほど部会長もおっしゃっていましたが、この「目指すべき姿」というところに書いてある文言がまさにこれから目指すべきところということを考えている中で、やはり何度この後半を読んでも、こういう問題があって、こういう解決をしなければいけないと考えていますということ以上のものが見えてこないというのがすごく気になっていまして、おそらく今の琵琶湖の問題を生んでしまった考え方というのが、どれがいいだろうかというのを突き詰めていった、暮らしを楽にするにはどうすればいいかを突き詰めていった、結果を見たら全体としていろいろな問題が起きてきてしまっているということの良い方向に持っていこうということに対して、同じやり方でこういう問題が起きているからこれだけは改善しましょう、これが起きているから改善しましょうというだけでは、結局そこをもう一回覆していくような価値観は生まれていかないと思うのです。

先ほども「目指すべき姿とこの間のところに実はつなぎの文章があった」というふうにおっしゃっていましたが、やはりそのところがすごく大きな鍵を握っていて、そのところでやりがいや、やらなければいけないことという意義が見えて初めてこの個々のところが意味を持つてくると思うので、ぜひ次の段階を見せていただけるのを楽しみにしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。次の原案をお示しさせていただく段階で、これは実は「目指すべき姿」については、マザーレイク21とも大きく関係してくることでございますので、そのあたりとも調整を取りながら、うまくつなぎ表現等をお示しできるように努力してまいりたいと思っております。

(部会長)

他にご意見はございませんでしょうか。

(委員)

財源の確保と言うと最後の部分になるのですが、これはいろんな方法によってつくられるのかもしれないのですが、どのようなことを想定なのか、皆さまのいろんなご寄付とか、いろんな方法のことが想定なのか、もう少し説明をいただけたらと思います。

(事務局)

財源の確保についてですが、実はここの「など」という中にさまざま、先ほどおっしゃっていただいた寄付ですとか、その他、その財源の確保に向けた検討等、そういったものを、今後になるのですが、この計画ができた後に考えてまいりたいと思っております、今具体的に例示についてはマザーレイク応援寄附を挙げさせていただいておりますが、それ以外にさまざま検討できないかというふうなことで、この表現をさせていただいております。少し舌足らずにはなっておりますけれども、そういったものも含めて検討していきたいということでございます。

(委員)

今の琵琶湖保全再生法という法律が決まって、財政的に県から国にいろんな要望を出すときに、どういう手法があるのかはあまり分かりませんが、要するに国のつくった法に基づいてある程度のこういう予算の枠は事前にあるのか、それとも、こちらからこういう計画に基づいて出すからこれだけ必要だからこの予算を要求していくのか、どのような方法を考えておられるか教えてほしい。

(事務局)

今現在、琵琶湖保全再生について国のほうからご支援いただいている部分、これはもちろんございます。それとは別に、この計画で国に対してこういった新たな芽出しですとか、あるいは、先ほどありました喫緊の課題への対応ですとか、そういったことについて新たにこういった取組を県としては考えたいと。ですので、財政支援をお願いしたいという両方、今までのことと、それから、これから県が実施していくことの両方を含めて国のほうに提案等、どちらかといいますと、要望ももちろんあるのですが、こういった取組をやりたいので、その提案をさせていただいて、その提案で国のほうから支援をいただく、そういった仕組みの中で今国にお願いをしているというところがございます。

(委員)

要するにこの法律に基づいて枠はある程度国が作ってくれておられるのか、どうかという部分はどのようなのですか。

(事務局)

それについては、この保全再生計画ができたということで、枠というふうなことで今国のほうで作っていただいているということはないかと思っております。

ただ、県といたしましては、この法律ができましたので、計画に基づく必要な財政支援ということも法律に書かれておりますので、そこで我々としていたしましては積極的に国のほうに提案なりをして支援をお願いしていくという形になろうかと思っております。

(委員)

ご努力を期待しています。よろしく申し上げます。

(部会長)

他にございますか。

私の方から申し上げたいのですが、5ページの⑤「生物多様性の保全・保護の推進」のところ、こ

れの文章を見ますと、例えば2行目、「定期的に生物多様性の調査や琵琶湖で生息数が減少し絶滅の危機に瀕している希少種」というかたちで書かれていて、対象はどこになっているかといったら琵琶湖なのですよね。それが琵琶湖だけでいいのかなというのが少し気になっていまして、一つは内湖が琵琶湖に入るかどうかという問題が一個です。

もう一つは、その琵琶湖の水辺の少し陸側ですね。先ほども言いましたけれども、海浜植物、ハマエンドウとかハマヒルガオとか、ああいうものは、特にハマエンドウとかは遺伝的に海のものとは離れていて、独自の進化をしているということが分かっています。そうしますと、琵琶湖だけではなくて、例えばこの「琵琶湖で生息数が減少し」というところを「琵琶湖及びその周辺」ぐらいにしておいていただくと、そういう海浜植物とか湿地性の植物なんかも入ってくるので、そういうふうに追加をしていただけたらと思います。

(事務局)

ありがとうございます。先ほどご指摘いただいた件とともに、表現のほうを考えさせていただければというふうに思います。

(部会長)

その他、ご意見等はございませんでしょうか。また追加でご意見等があったら事務局にお出しいただくということで、本日の議論はこれで終了したいと思います。

【以 上】